

Title	絶対王政の土地問題：ノルマンディにおける農業改革の展開
Sub Title	The new agriculture in lower Normandy, 1750-1789
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.2 (1962. 2) ,p.188(92)- 197(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19620201-0092
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620201-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620201-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 絶対王政の土地問題

——ノルマンディにおける農業改革の展開——

渡 辺 國 廣

周知の如く、十八世紀の中頃にはフランスもまた伝統的な方法を斥け、新しい方向による農業生産の拡大を考へるにいたった。人口の増加、交通の発達、貿易の拡大、そうしたなかで都市生活の比重は増し、農産物に対する需要が高まって、生産の一層の拡充が要請され、農業の変革がよぎなくされたのであった。農業もまた脚光を浴び、この時期には農書のおびたらしい刊行が続いた。

農業生産の拡充に特別深い関心を示したのは王であった。彼は絶対君主として権勢をふるっていた。しかし当時すでにその財政は極度に悪化しており、農業生産の拡大で人口の一層の増加が実現できれば納税者の数は増して徴税も容易となり、従ってこれ以上に結構なことはなく、王はその達成を期して農業変革に大きな希望をつなぐにいたったのであった。政府の施策のなかで農業にもっと大きな比重を与うべきではないか。当時これはやかましい問題で、農業部門の管轄権をめぐる政府内部でも抗争が起った。改革が進められて

共有地が開墾のため分割され、囲込みが企てられ、共同権が廃止された。農業部門を財政基盤として重視しようとする傾向はようやくにして高まって来たのであった。

王はその意図をまっとうすべく奨励策を考へなければならなかった。周知の如く、そのために農事協会が設立され、王はこれを農業奨励の拠点たらしめようとした。一七六〇年八月のことで、財務総監ベルタンの提案によった。計画によれば、この協会は財務区ごとに設立されるはずであった。しかし必ずしもことは円滑に運ばない。知事の間ですら協会の設置に難色を示す者が現われた。こうした出先の不信が高じ、場所によっては王の意図が黙殺されることしばしばであった。また設置に合意した場合でも、発足までにかなりの日を費やさなければならなかったという。現に最初の協会が設立されたのは一七六一年二月、従ってほとんど半年が経過。しかしこの年には全体でわずか八つが設立されるにとどまった。翌六二年にはかなりの数の設置をみたが、その後は低調であった。中途で解散するものも多く出た。革命にいたるまでの時期にこの協会が果し

た役割については高く評価することが許されないのではないか。

現にそこに名を連ねたのは農業と縁の薄い人々であった。むしろ協会は都市的性情の濃いものとなつてしまつた。村には通信員が常駐していた。しかし彼の意見を取上げようという積極的な努力を欠いた。例えばカン財務区では多くの曲折をへて一七六二年七月に協会が発足したが、やはりその例外ではなかつた。会員は七六人、そのことごとくが上級の貴族、政府の役人、商人であった。とくに大商人が加えられたことは注目されていい。これによって知事は海外における需要を知り、ノルマンディで何を栽培するかを指針たらしめようとしたのであった。主事には植物学の教授デスマーが任命された。彼は会の運営に多大の努力を傾け続けた。にもかかわらずその機能はいつしか停滞し、会合の開かれることもまれであった。従つて協会は事実上有名無実な存在と化していた。それに多くを期待できなかつたことは今や明白である。協会は大きな影響力を欠いた。これはどの協会についても多かれ少なかれいい得ることではなからうか。協会は王の意図を末端まで徹底しようとしていない。またその気すらなかつたのである。

王の意図は出先の積極的な協力が得られないまま停滞してしまつた。地方により違ふ事情が存在しはしないか。農業について画一的な施策は無理である。出先ではそう論じ、単に妥協をよそおうにとどまつた。

\* この経過は Bloch, M. La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII<sup>e</sup> siècle, Annales d'histoire économique et

絶対王政の土地問題

social, II (1930), 329—83, 511—56 にくわしむ。

\* \* 農事協会の設置とその後の発展については Justin, E. Les sociétés royales d'agriculture au XVIII<sup>e</sup> siècle (1759—1793), Laitin-Lg, 1935 を参照。

## 二

王は絶対君主として改革を指導した。そして農事知識の普及のためこうした努力と並行して耕地の拡大を考へるにいたった。そのためもともと手取り早い方法が開墾を進めることにはあったとはいうまでもない。農書の暗示によつた。王はこれに向つて非常な努力を傾け続け、改革に熱意あるところを示そうとした。一七六一年八月王は荒地を開墾した者に一〇年間の免税を認め、また一七六四年七月には湿地の干拓者に対しても同じく一〇年の免税とした。そして一七六六年中には免税の期間をさらに延長し、荒地の開墾については一五年、湿地の干拓に対しては二〇年とした。

とにかく改革の基調は耕地の大規模な拡張にあった。そして王はこれを一挙に達成しようとはかつた。開墾すべき土地は個人か団体に払下げられた。しかも一括払下げという方法を用いた。とりわけこれは王の領地内の荒地に適用された。その払下げを受けるため国内の各地から申込みが殺到した。上級の貴族あり政府の役人あり商人あり、とりわけ専門の開墾企業者の進出が目立った。彼らの多くは払下げを受ける地方とこれまで何の縁もなく、またそこに一片の土地すら持たず、パリかその他に住まわいて払下げの申込みを

した。彼らは大規模に払下げを受けることを願ひ、それを小さく区切つて又貸ししようと考えていた。これは彼らにとり有利な投機であった。耕地が欠乏して地価が高騰を続ける地方ではとりわけ有望な事業とみなされ、申込む者も多かったという。

例えば、一七六一年九月王はカン、バイユー、サンロー、クルータンス、カランタン、ウアローニユの六つの徴税区に彼が有する「無主地、空地、荒地、未開の湿地」の大部分を、帰化人ブロンモランジュに払下げることにした。これらは主に荒地で、明確な境界がなく、その確定には知事が立会った。この払下げに對し関係者の間で反対が起つた。全般に村では荒地が不足しており、払下げによつてとりわけ下層の者は大きな損害を受けねばならなかった。またあらためて境界を確定するということが領主の間でも不満が募つていった。かくして領主と村は一致してこの払下げに反対した。

こうしたなかでブロンモランジュは境界を確定するため多額の出費を続け、払下げの実を挙げるべく懸命な努力を傾けた。しかし王は彼に一旦払下げたものを他に對して二重に払下げるといった調子で、彼の努力は容易に結実すべくもなかった。こうしたなかでブロンモランジュは権利を他に譲渡してしまつた。しかし新しい譲受人も彼と同じ困難に遭遇した。払下げによつて起つたのはいたずらな混乱だけで、王は一七八五年六月には払下げを取消してしまつた。しかし多額の賠償をよぎなくされた。そしてこれを機会に王は荒地の払下げに際して開墾企業者を避け、領主、土地の所有者、村、この三者の間で競合させることにした。クルン侯も大規模に

払下げを受けようとした。しかし彼もまた同じような困難に遭遇し、一七八六年にはせつかくの権利を取消されている。

これで明瞭な如く、一度に大きく払下げるといふことは経済的に何の意味もない。大ざっぱなことの運びで、混乱の起ること明白である。現にそうであった。王の雄図はくじけ、かえつて負担をおう結果になつてしまつた。開墾企業者の目的は荒地を安価に獲得し、それを有利に売却することにあつた。開墾のため払下げを受けようとしたのではない。従つてこれでは村の犠牲を強要するだけで、とりわけ下層の者を悩ますこと大であつたのである。

出先の知事は最初からこのことに気づき、一括払下げには強く反対であつた。荒地の開墾は政府の指示と助力によつて領主と村の間の協力によりなされるべきである。部外者は断じて排さなければならぬ。現実をまのあたりして彼はこの確信をますます深めていった。もし共有地を個人の財産とみて分与し、これにより確実に開墾が進められれば食糧も増産でき、従つて納税者の増加で税収もそれだけ増すことは疑いない。しかし村方には資力が不足している。従つて開墾を村にまかせようという場合は土地を小さな区画に分割せざるを得ない。徐々に運ぶことがいい。この見地に立つて知事は、共有地を村の人々の間でその所有規模に従つて分割することが好ましいとした。しかし彼はそれを立法化することを願わない。ただ村が分割を望んで来た時、政府は開墾の仕方を指示すれば足れりとしたのであつた。彼は下からの盛上りに期待したわけである。

王は開墾企業者を介して改革を進めた。領主と村は結束してこれ

に反対した。しかし単にそれはノルマンディだけに限らなかつた。一括払下げの場合にこれはよく起つた。そうしたことのなかで荒地や湿地の所有権を収奪者から守ろうという声がよくやくにして高まつて来た。農業の改革で部外者を除こうというのである。外からの改革は出先の利益の前に強い反発を受けたのであつた。当時この種の抵抗はかなり広い範囲にわたつて起つたとみていいのではなからうか。

王の開墾政策は共有地を収奪するという形で進められた。下からの盛上りは王の出先を動かしながらこれに對し果敢な反抗を企てた。もつぱらこれは共有地を積極的に自己の農業経営のなかに組込もうという意図から発した。王は後退をよぎなくされてしまつた。それほどに在地の勢力は大で、もはやこれを無視できない。共有地をどうするか。在地の有力者もまたそれに深い関心を寄せていたのであつた。

\* この経過の概略については、Sée, H. La mise en valeur des terres incultes (défrichements et dessèchements) à la fin de l'ancien régime; Revue d'histoire économique et sociale, xi (1923), 62-81 を参照。

### 三

出先の官憲を動かしたのは中小領主の存在であつた。彼は自己の経済的地位の低下をきたす一切の原因に反対であつた。外部の者が一括して払下げを受けるといふことに彼はひどく落胆した。領主は

絶対王政の土地問題

開入者を極端に嫌つた。しかし単にそこにとどまらない。今度は彼にかわつてみずから共有地を獲得し、そこに新しい利益の源泉を求めようと思つた。

領主のこの意図は早くからルアン高等法院によつて強く支持されるところであつた。領主や土地の所有者の同意が得られない限り荒地の開墾はできない。納得の上でというのが望ましい。高等法院はこのことを条件に、開墾のため土地を一括払下げようという王の計画を了承した。しかし王は執拗に開墾政策を進めた。領主の側の反感は募るばかりであつた。こうしたなかで領主は共有地の一部もしくは全部を占有してしまおうかと考えるようになった。しかし一六九九年の勅令によつて彼の進出は思うにまかせない。この勅令のなかで王は、領主による共有地の収奪によつて税収は減少し、そのためにははだしく公共の秩序が害されると感じ、領主の占有できる共有地の規模を全体の三分の一に限定しようとしたのであつた。ただしその場合も残りの三分の二で村の必要が満たされる限りであつた。また領主が過去において村に無償で譲与したものに限るといつた調子で、制限はなかなかきびしかった。領主の進出が阻止されていたことは明白である。領主はこれにひどく不満であつた。

領主の側で不満は募つた。しかしまもなく領主は不満の大きな部分を村に向けてぶつけるようになった。村は共有地に利用権を有する。しかしその根拠はきわめて曖昧であつた。従つてもし村が一定の期間内に反論を提起しなければ、領主はそれを占有できる。共有地の問題で王の計画を挫折せしめた領主はこう論じ、かわつて今度

はかつての同盟者たる村を相手に決して譲ろうとしなかったのである。

領主のこうした進出の前に、かつて部外者に対して示された領主と村の結束はくずれた。領主は村を敵とするにいたつたのである。太古より村は共有地に利用権を持つてゐる。しかしそれを確証できる十分な証拠はなかった。訴訟を起すにも莫大な費用が必要であった。従つて十分な勝算がなく、村の立場はかなり弱いものであった。加えて領主は、条件さえ許せば、共有地の三分の一を占有することができた。とはいへ、かなり勝手に振舞えた。実際に彼の進出は急であつた。領主による圧迫の前に村は沈黙をよぎなくされた。無言の抵抗を企てるのがせいぜいで、その解決は革命後期にまで持込まれた。

カンのサンエテイアノヌ修院はロー村で一七五七年に共有地の三分の一を占有しようとした。公証人を使って村に共有地の破棄を承認させ、ルアン高等法院の許可を得て村に対し開墾を強要した。村は領主のこの仕打ちに反対できなかった。村の人々がすべてこの修院から土地を賃借していたためであつた。しかも彼らの大部分の者は修院に対し債務をおつてゐた。従つて訴訟を起す余裕すらなく、泣寝入りするほかなかつたわけである。またケスネー村では領主が共有地を占有して開墾していた。その規模は共有地全体の三分の二以上に及んだが、村は告訴できなかった。徹底的に譲歩し、領主のなすにまかせてしまつた。

これで明瞭な如く、領主の意欲は旺盛である。その進出の前に村

は泣寝入りをよぎなくされた。決して反論することができない。村の人々は繁栄から取り残された自分に気づいて、まったく落胆してしまつた。そういうほかないのではないか。

しかしもう一方において中小領主の意図が容易に貫徹できない場合もあつた。若干の村は告訴も躊躇しなかつたためである。例えばアクヴィル村では領主が共有地の半分以上を占有し、それを他に賃貸してゐた。村ではこれについて訴訟を起した。またフレヌーヴィル村では皆が湿地で共同放牧する権利を持つてゐた。しかしこの代償として領主に対し家畜一頭につき一ポワソを支払わなければならなかつた。にもかかわらず一七二〇年の早きに領主はその大部分を収奪し、耕地に転換しようとはかつた。そして残りの部分についても放牧権を制限してしまつた。一七四九年治水保林官は村側に有利に判決した。これに対し領主は高等法院に訴え、一七八六年になつても裁判が終つていなかったといわれる。まったく泥試合の観を呈した。

しかし反抗はしばしば尋常な手段をとらない。例えばクースール村の場合、領主と二人の村民の間で共有地が分割され、王もこれに同意を与えた。しかし村の側の抵抗が増し、開墾を進めることは実際に容易ではなかつた。村の婦女までが反対運動に加わり、文字通り村ぐるみの闘争にまで盛上る結果になつてしまつた。憲兵隊の出動で暴動はやがて鎮圧された。しかし開墾の事は一向にはかどろそでもない。若干のものについて終えただけであつた。村の協力は容易に得られなかつた。ついに革命の開始期まで結着をみずに

しまつたという。

改革の推進力はいつしか中小の領主に移つていった。高等法院はこれを強力に支援した。一括払下げに対する失敗のなかで王は改革のための努力を中小領主の肩に移譲してしまふという形になつてしまつた。ことは一挙に運ばない。彼らは在地の有力者としてよくその任を果した。彼らの手で開墾が進められていった。共有地もまた農業経営のなかに組込まれ、大きな意義を有するにいたつたのであつた。しかし領主の独走が貫徹できなかったわけではない。彼の進出はしばしば村の側の反抗に出会わなければならなかつた。村もまた共有地を必要とした。しばしばそれは強い反抗となつた。従つてそれだけに領主の収奪がはげしかつたわけである。注目すべきは反対の闘争に村の婦女までが加わつたという点であろう。闘争は凄惨さを増した。このことは村で共有地を必要とする理由が奈辺にあつたかを示す。どちらかといへば、新しい改革の路線に自分たちも乗らうというのではなかつたのではないか。闘争に秩序を欠いてゐたことをおもえ。

農業改革で在地の有力者は大きな役割を果たした。彼らは王の出先の支援を得て大規模な運動を展開していった。従つてその及ぶ影響も大であつたのである。村の大多数にとってそれはいわば死活の問題にもつながる動きであつた。

#### 四

中小領主の進出を暴挙と感じ、村は挙げてこれに反対した。しか

絶対王政の土地問題

しその間にも利害の不一致はまぬがれなかつた。村は複雑な階層をかかえ、完全な共同が得られなかつたといふことのほうがむしろ自然の理であろう。

村の上層は営利のため生産し、従つて収益を増そうといふいかなる企てにも賛成であつた。そして実際に大量の共有地が彼の経営のなかに組込まれていった。従つて彼の立場は中小領主のそれと一致した。しかし村で土地を持たない者は領主の行動に対し反対である。生活のため土地が十分でない者からも反対が起つた。彼らにとつて共有地は不可欠な存在である。とくにノルマンディでは開墾が慣習によつて認められ、共同放牧がそれだけ制限されていたので、共有地に対する必要度はそれだけ高く、収奪は大きな苦痛に感じられた。貧農は共有地で牛を飼育し、それによつて生活の不足を補充してゐた。また家畜のための寝蓐、納屋の用材、かまどの焚付を共有地から得てゐた。たとえ共有地の一部を取得したとしても、彼らには資力がなく、従つてそれを十分に活用することができない。彼らにとつては旧体制によることのほうがよほどに便利であつた。

たしかに強い反対があつた。にもかかわらず共有地の分割は進んでいった。こうなつてはできるだけ自己に有利にことを運ぼうと努力する以外になかつた。問題は分割に際して各戸ごとに分配するか所有規模によるかであつた。村の誰もが共同権を行使できる。これは彼が村に土地を持つからで、彼がそこに住んでゐるからではない。村の上層はこの立場によつた。ルアン高等法院もまたそれに味方した。共有地は所有規模によつて分割さるべきである。法院はこ



う論じ、村の上層の利益の実現に組み込んだのであった。

これに対し下層の者は共有地を各戸ごとに分配すべきことを主張した。彼らは国民議会でそのことを強く請願したのであった。しかし共有地が各戸に分与されたとしても、下層の者には資力が不足しており、開墾を続けることは困難であった。そしてもし三年間未耕のまま放置すれば、没収もよぎらないではなからうか。その所有者が村を離れた時と同じ扱いを受けなければならぬ。法院はそんなことを考えていた。実際に十分な資力を欠く人々の土地は上層の者に収奪されてしまった。村で下層の者ははなはだしく不利な立場にあった。この不満をどこにぶつけたらいいのか。尋常な手段では無駄である。革命は彼らの選ぶ唯一の解決法であったといっている。しかしはたしてどういうものであったか。

## 五

早くも十八世紀の中頃までにノルマンディの土地所有者は、もし彼が望むならば、その土地を囲込み、村落の共同利用にゆだねることを拒否できた。囲込みしない土地に対する共同権すらも嚴重に制限されていた。耕地は収穫が完全に終るまで囲込みされた。草地は三月中頃から九月中頃まで閉鎖してよかった。従って自由に利用できたのはもっぱら各戸に付属する菜園に限られていた。また一七四三年にはルアン高等法院の命令によって、クローバーの栽培地においてもまた耕地と同じく収穫が終るまで共同権を拒否できた。とにかくノルマンディで共同権は制限されていた。ただし土地の所有者

が望む限り共同権の制限は緩和される。また共同権が彼の利益に合致する限り放任されたのである。囲込みを示すため杭を打ち、それに縄を渡せば足りた。もし柵を越えて侵入する家畜があれば、彼はそれを捕獲できた。収穫が終われば、間に合わせの柵は除かれ、土地は村の家畜のため開放された。そして家畜の落す糞によって地力の回復がはかられていた。こうした状態の下では共同権が土地の所有者にとり負担となるどころではない。むしろ大きな利益とさえなっていた。いかなる共同権も土地の所有者に帰属する。それは決して一般に誰もが持っているという種類のものではない。ルアン高等法院ではこう論じ、土地の所有者の立場を強く弁護したのであった。この過程をもっと進め、共同権の排除を効果的にするために劇的な変化が必要であった。それは囲込みを続け、これにより休作地を駆逐する過程である。そのため地片の統合が続けられた。従来耕地は散在する地片よりなったが、これを改めようというもので、それ自体村の内部に不平等を結果する改革であった。自分の土地が他の土地と混在していれば、囲込みの負担も大きい。これを避けるための地片の統合であった。実にこうした統合の背後には耕地を牧草地に転換しようという考えがあった。すでに十七世紀の中頃から転換が進み、十八世紀を通じて顕著な進展が起っていたといわれる。農学者の奨励によるまでもなく、ノルマンディでは耕地を牧草地に転換しようという努力が早くよりかなりの程度の進行を示していた。もともとノルマンディは牧牛に適していたといわれる。そこでは土壌が不透過性で、またつねに湿気が高く、従って牧草の成長に

は好都合であった。かくして土地の所有者は牧草地を囲込み、そこで家畜を飼養し、またリンゴの木を植えてリンゴ酒の生産を開始した。彼は困難を踏越えて進み、十八世紀には場所によって酪農経営が穀物栽培にかわってしまった。とりわけベッサン地方において目立った。これにより土地の所有者は多大の利益を得ていた。しかしこの転換によって穀物の生産は減少した。そしてこれを他から仰ぐことになった。当時大抵の地方では生活のため穀物を生産することが不可欠であった。しかしここノルマンディでは他との分業関係を樹立することのなかで家畜の飼養によって大きな利益を獲得しようとする企てが続けられたのであった。

ノルマンディではとりわけ牛の飼育が目立った。子牛はマンヌ、アンジュー、ポワトリー、ブリタニから買込まれ、約七カ月の飼育の後にかン、ルアン、パリから来る商人に売渡された。それらはギュイブレ、ポワジイの大都市で売られ、またヌーボル、ルーツー、ブーモンの市場にまでも持込まれていた。十八世紀の七・八〇年代を通じて肉の価格は高騰し、一方で穀物価格は下落を続けていた。従って牧養は農業経営で有利な仕事とみなされ、ノルマンディで転換はいよいよ促進された。例えばリジューに近い村の大抵の大土地所有者はその財産の半分もしくは四分の三を牧草地に転換した。肉や酪製品は穀物と同じく本質的なものである。彼らはそう考え、転換に熱意あるところを示した。その結果としてこの村は穀物の供給を他に求めなければならなくなった。十八世紀を通じてその必要はますます高まっていった。とりわけ穀物必要をカンやフランスの平

野に仰いだ。牧養は耕作より人手が少しでたりた。従って労働需要は減少した。土地を所有する人々の利益は増大していくばかりであった。ただ彼らにとって唯一の不満は転換後も十分の一税が課され続けたという点であった。そしてやがて転換地の四分の一に限り十分の一税免除を王に納得させることができた。しかし共有地を奪われた時、下層の者の状態はもっと深刻であり、革命期を通じてその不満はいよいよ高まっていった。穀物の不足がそれに拍車をかけた。彼らは土地の所有者の進出にわけもなく反対した。そこにはいささか感情に走るという傾向がないでもなかったのではあるが。一般に収穫が終れば、耕地は休作地とされた。しかし利用しないまま放置されない。休作地は絶好の放牧場として共同の使用のために用立てられた。すなわち村に属する誰もが、その家畜を、同一の村落に属する他の者の休作地に向って放牧することができたのである。家畜はそこで刈株や雑草をたべ大きくなった。冬期にあらゆる意味で飼葉が不足した段階で、このことは家畜をふとらせる有力な手段として大きな意義を持ったのである。普通どうおこなわれたか。詳しい事情は知られていない。一例を示せば、収穫が終ってしばらくは落穂拾いのため開放される。三日続く。それが終れば、今度は刈株の整理である。収穫に際して茎を地上すれすれに切らないので、耕地には藁が高く残っている。また不手際から藁が立ったまま残ることもしばしばであった。これらを集めて屋根をふき、また薪の乏しいところではかまどの焚付にする。それが十月中一日からほとんど二十日まで続く。これと並行して放牧がおこなわれた。完

全な休作地では一年、小麦の収穫後に雑穀を栽培する土地では秋から春にわたる。耕地の一部にでも垣を設けて他人の家畜を締め出した者は、放牧のための共同の群に追込み得る家畜の数を制限される。また共同の群によそ者の家畜を投ずることは許されない。他方、羊の場合、六月の二十四日から十一月一日ないし十一月まで放牧できるにとどまる。しかし各自が放牧し得る期間は羊の数と耕地の面積により違う。昼の長短もこの期間を決定する際に配慮された。

穀物生産が休作を前提において以外に考えられない技術段階でなお家畜を保持し続けなければならないとすれば、牧養のため休作地の共同利用は動かさねい。ではかかる慣行を貫徹させるため村はどうか対処しなければならなかったか。かかる場合に何を前提とするか。そこでは家畜が自由に移動し得るといふことが前提である以上、収穫の終わった耕地の周囲にかなる障害物もあつてはならない。垣が張られ、溝が掘られ、土が盛りられることは厳重に禁止され、共同で放牧する家畜の通過を容易ならしめるため多大の関心が払われる必要がある。耕地はいわば開けっ放しの状態におかれなければならない。従つて耕地が漠然と耕地へ続いているといふのでなければならなかった。起伏が視界をさえぎるのでなければ、農村は広漠たる景觀を呈していることこそ望ましい。しかし休作地で家畜の共同放牧が達せられるためには、それだけで十分とはいえない。ここで共同といふのは、場所を共同で使用するといふ意味のほかに、ある時期がくれば慣例により誰もが家畜を一齐に放牧し得るといふことでも知られるように、使用の時期を共通にするといふ意味も含む。

従つてこのためには耕地の周囲に障害物があつてはいけなればかりではない。いかなる耕地も同時に休作に付されることを要する。かくて輪作に際しては、収穫の時期をそろえるため、所定の作物を規定の順序に従つて秩序正しく栽培しなければならなかった。地味によつて作物を変えること、完全に実るまで収穫をおくらせることは、共同の放牧といふ共通の利益のまゝに無視される。村落の定められた収穫日が来れば、否応なしに刈取らなければならぬ。従つてこれは農村に画一的な順応性のない状態が起つてもやむを得ない。場所と時間を無視した輪作の仕方が強要され、それを要することは禁止され、また実際にも不可能とするような雰囲気こそ好ましいのである。休作地において家畜を共同で放牧するといふことのために、囲込みの禁止と強制的な輪作が前提とならなければならぬ。新しい農業はこれを打破することにあつた。ノルマンディでは真先にそれを共有地で貫徹していったのであつた。

\* これは「カルデイの場合」 Lizard, G. Le régime rural de l'ancien France, 1942, p. 112-113 が拾つた。

## 六

一七八九年の革命の目標は自由の樹立にあつた。農業でそれを達成しようと思えば、私的な経営への移行であつた。ノルマンディの農業はそつた方向への動きを十八世紀の中頃から示していた。しかしその完全な成功は複雑な利害の対立のために容易に達せられなかつた。しかし所有の自由、経営の自由に対する決死的な努力、す

べての伝統を排除しようという野心がかなり根強いものであつたことは疑いない。在地の勢力は挙げて王の強行する開墾政策に反抗した。彼は村の支持を得た。しかしそれは村の一部の者の支持にとどまつた。大抵の者は有力者の進出に不満であり、在地の勢力は農業近代化の過程でこつた反抗を抑えなければならなかつた。

知られる如く、農業改革への途は王の財政必要から発した。しかしそれは在地の有力者の反撃の前に後退をよぎなくされた。彼らは村の上層を抱込むことによつてここに王政に対抗する一大勢力を形成するにいたつた。この過程をノルマンディの事例に即して概観してみた。問題はこれを十八世紀フランス農業の動きのなかでどう位置づけるかである。今日の段階で十八世紀の研究は依然として個別例の深い吟味を必要としている。周知の如く、ノルマンディは経済的に決して後進地ではなく、富裕の程度も高かつた。取引は活発

で、都市のうちでも繁栄するものが多く、従つて農業の改革に対する内部からの要請も強かつた。王の仕打ちに対し、下からの盛上りが強烈であつたことはいふまでもないのである。十八世紀の後半はフランス農業の発展でいわば過渡期であつた。ノルマンディはこの過渡期においてもっとも注目すべき地域であつた。次の発展がどう準備されたか。これを知らうと思えば、ノルマンディの事例は最適といえよう。複雑な利害の対立のなかで在地の領主と村の上層の連合が結成されたことは注目されていい。農業で自由とはこの人々の自由であつた。問題はその実現の過程であるが、今後の説明にゆだねることにしよう。

\* 上記に必要な事例はすべて Davis, A. 'The New Agriculture in Lower Normandy, 1750-1789', Transaction of the Royal Historical Society, Fifth Series Vol. 8, 1958, pp. 129-146 から拾つた。